

## 議案第 24 号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 12 月条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第 31 条中「母子について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設における自立支援計画の策定等に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。